

令和6年度 第2回認知症施策事業推進委員会
次 第

日時 令和7年2月28日（水）午後7時から

場所 Web会議及び小金井市役所第二庁舎801会議室

1 開会

2 議題

(1) 令和6年度認知症施策事業の実績報告について【資料1】

(2) 認知症施策推進計画について【資料2】

ア 国・東京都の動向

イ 小金井市の取り組みについて（協議事項）

3 その他

4 閉会

【配付資料】

資料1 令和6年度における認知症関連事業の実施実績（速報値）

参考資料 令和6年度における認知症関連事業の実施実績（参考資料）

資料2 認知症施策推進基本計画について

令和 6 年度における認知症関連事業の実施実績（速報値）

No.	項目	目標値※1	実施内容	達成度※2	成果※3	備考欄
1	認知症地域支援推進員連絡会	月 1 回実施	○各地域包括支援センターに推進員を配置。市と推進員とで月に 1 回認知症関連事業に関する協議を行う。 ○相談窓口の認知度向上へ向けた検討を行う。	A	○市と推進員とで情報共有、各種事業の検討を行っている。 ○4 月から毎月対面または We b にて開催した。	
2	認知症地域支援推進員連絡会 ワーキンググループ	月 1 回実施	○推進員同士が月に 1 回認知症関連事業に関する協議を行う。 ○相談窓口の認知度向上へ向けた検討を行う。	A	○推進員同士の情報共有、各種事業の検討を行っている。 ○4 月から毎月対面にて開催した。	
3	認知症施策事業推進委員会	年 2 回実施	○認知症の方本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるとともに、その家族が安心できるよう、引き続き認知症施策について、検討・推進する。	A	○第 1 回：令和 6 年 6 月 1 2 日（We b 及び対面） ○第 2 回：令和 7 年 2 月 2 8 日（We b 及び対面）	
4	認知症連携会議	年 1 回実施	○事例検討等を交えた多職種の連携強化を図る研修等を実施する。	A	○実施日：令和 7 年 3 月 2 1 日（We b 開催） ○内容：認知症に関する多職種連携事例等の検討 ○参加者数： 人	
5	認知症検診	受診率 近隣他市同等	○認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、早期発見・早期対応を図る。	A	○実施期間：（7 0 ～ 7 4 歳）令和 6 年 6 月 3 日～令和 6 年 1 2 月 2 7 日、（7 5 ～ 7 9 歳）令和 6 年 9 月 2 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 ○検診実施機関数：1 7 医療機関 ○受診数：2 5 人 ○受診券等送付数：1 1 , 5 5 7 通 ○受診率：0 . 2 2 %	
6	認知症初期集中支援事業	相談件数 年 3 件	○認知症が疑われるものの医療等の支援を受けていない市民を対象に、専門職によるチームで訪問し、支援を行う。	A	○3 件	
7	認知症サポーター養成講座	令和 8 年度 1 0 , 0 0 0 人 ↓ 令和 6 年度中 2 4 0 人増	○認知症について正しく理解し、出来る範囲で支援する「認知症サポーター」の養成講座を実施する。	A	○参加者数：8 0 1 人 (内訳は No. 8 ～ No. 1 2 のとおり)	
8	市民向け（定期開催）	年 3 回実施 (3 0 人)	○高齢者の介護を担う世代へ向けての取組を検討していく。	A	○第 1 回： 6 月 1 日 1 4 人 ○第 2 回： 9 月 1 3 日 1 7 人 ○第 3 回： 2 月 1 4 日 1 4 人	
9	ステップアップ講座	年 1 回実施	○受講後の受講者活用に向けた検討を行う。	A	○3 月 1 4 日 人	
1 0	キッズ認サポ	5 校 (5 0 0 人)	○既存の実施校に加え、受入先増加へ向けた調整を行う。	A	○東 小： 9 月 2 0 日 1 2 6 人 ○緑 小： 9 月 2 7 日 1 1 7 人 ○南 中： 1 1 月 2 0 日 1 4 1 人 ○三 小： 1 月 1 8 日 1 3 7 人 ○二 小： 1 月 3 1 日 1 1 3 人	
1 1	市職員向け	年 2 回実施 (4 0 人)	○未受講者へ向けたアプローチを行う。	A	○第 1 回： 8 月 3 0 日 4 5 人 ○第 2 回： 1 月 1 7 日 2 8 人	
1 2	その他	8 0 人	○高齢者の見守り協定を締結済みの事業者等の受講に向けたアプローチを行う。	B	○住民（3 回分）： 2 8 人 ○企業・団体（ 回分）： 人 ○医療・介護事業所等（1 回分）： 2 1 人	

No.	項目	目標値※1	実施内容	達成率※2 度合	成果※3	備考欄
13	認知症講演会	年1回実施	○市民への普及啓発事業について検討を行う。	A	○実施日：令和6年11月13日（お元気サミット介護みらいフェス） ○内容：映画「オレンジ・ランプ」上映会・家族会交流会 ○参加者数：75人	
14	やすらぎ支援事業	訪問回数 100回	○軽度の認知症状がある高齢者にボランティアが訪問し、話し相手、声掛け等の援助を行う。 ○支援員の交流会を行う。	B	○やすらぎ支援連絡会：（第1回）5月28日、 ○支援員数：4人 ○利用者数：7人 ○訪問数：48回（電話による傾聴23回を含む。）	
15	家族介護継続支援事業	参加者数 (115人)	○認知症高齢者を介護する家族に対する交流会や講習等の機会を設け、情報共有や身体的・精神的負担軽減を図る事業を実施する。	B	○参加者数 94人 （内訳はNo.16～No.18のとおり）	
16	まなぶ・語る・つながる～家族の会～	参加者数 (30人)	○ひがし地域包括支援センターへの委託事業 ○偶数月の第2土曜日に実施する。	A	○第1回：4月13日 12人 ○第2回：6月15日 10人 ○第3回：8月17日 7人 ○第4回：10月19日 8人 ○第5回：12月21日 7人 ○第6回：2月15日 人	
17	認知症家族の集い	参加者数 (25人)	○緑寿園ケアセンターへの委託事業 ○年5回実施する。	B	○第1回：5月11日 4人 ○第2回：7月6日 1人 ○第3回：10月5日 2人 ○第4回：12月7日 3人 ○第5回：3月1日 人	
18	認知症高齢者を支える家族の集い	参加者数 (60人)	○本町高齢者在宅サービスセンターへの委託事業 ○毎月第1土曜日に実施する。	B	○第1回：4月6日 3人 ○第2回：5月11日 2人 ○第3回：6月15日 2人 ○第4回：7月13日 7人 ○第5回：8月3日 2人 ○第6回：9月7日 2人 ○第7回：10月5日 15人 ○第8回：11月2日 2人 ○第9回：12月7日 3人 ○第10回：1月4日 2人 ○第11回：2月1日 人 ○第12回：3月1日 人	
19	家族介護継続支援事業担当者連絡会	年2回実施	○上記3事業の担当者連絡会を開催	A	○第1回：6月25日 ○第2回：3月10日	
20	認知症チェックシステム	アクセス数 4,500件	○早期発見及び普及啓発を図るため、認知症の初期スクリーニングシステムを運用する。 ○市報等に掲載し、周知を図る。		○アクセス数： 件	
21	見守りシール事業	令和6年度中 2人増	○市報、ホームページ等により周知を図る。 ○搜索模擬訓練を行う。	A	○搜索模擬訓練実施数：3回（貫井けやき公園3回、梶野公園減災フェスタ20241回、2024梶野公園まつり1回） ○新規登録者数：2人 ○アプリ登録者数： 人	
22	徘徊高齢者探索サービス	前年度増	○市報、ホームページ等により周知を図る。	B	令和6年度新規利用者数：2人 令和7年2月25日現在利用者数：7人	

No.	項目	目標値 ^{※1}	実施内容	達成 ^{※2} 度合	成果 ^{※3}	備考欄
23	認知症カフェ	令和8年度 11か所	○各圏域ごとに実施する。	A	○きた「桜町オレンジカフェ」 第1回：4月20日 33人 第2回：5月18日 31人 第3回：6月15日 31人 第4回：7月20日 32人 第5回：8月 開催なし 第6回：9月26日 28人 第7回：10月19日 21人 第8回：11月16日 33人 第9回：12月14日 35人 第10回：1月18日 27人 第11回：2月15日 人 第12回：3月15日 人 ○きた「梶野町オレンジカフェ」 第1回：12月26日 5人 第2回：1月30日 4人 第3回：2月28日 人 第4回：3月28日 人 ○みなみ「にしの台カフェ」 第1回：5月28日 9人 第2回：7月23日 11人 第3回：9月24日 8人 第4回：11月26日 7人 第5回：1月28日 6人 第6回：3月25日 人 ○みなみ「貴井住宅カフェ」 第1回：4月23日 18人 第2回：6月25日 17人 第3回：8月27日 13人 第4回：10月29日 11人 第5回：12月24日 8人 第6回：2月25日 人 ○にし「カフェけやき」 第1回：7月10日 20人 第2回：9月11日 16人 第3回：10月9日 11人 第4回：11月8日 19人 第5回：12月11日 13人 第6回：1月8日 11人 第7回：2月12日 17人 第8回：3月12日 人 ○ひがし「なごみカフェ」 第1回：6月26日 12人 第2回：9月25日 9人 第3回：12月25日 17人 第4回：3月26日 人 ○ひがし「ひだまりカフェ」 第1回：4月27日 11人 第2回：5月25日 8人 第3回：6月22日 12人 第4回：7月27日 10人 第5回：8月24日 8人 第6回：9月28日 11人 第7回：10月26日 10人 第8回：11月16日 10人 第9回：12月21日 10人 第10回：1月25日 8人 第11回：2月22日 人 第12回：3月22日 人	
	認知症カフェ	年24回実施	○各圏域ごとに実施する。			

No.	項目	目標値※1	実施内容	達成率※2 度合	成果※3	備考欄
24	認知症予防通いの場	年2回実施	○認知症検診受診者の受け皿として、認知症予防、居場所づくりの場として開催をしていく。	A	○第1回：7月8日 15人 ○第2回：11月22日 9人	
25	チームオレンジの施行実施	1か所	○けやきの杜認知症カフェ（杜）にてチームオレンジの施行実施を行い、課題の抽出と、令和7年度からの本格実施に向けた整理を図る。（市内4か所の認知症カフェで設置予定）	A	○にし「カフェけやき」 第1回：7月10日 20人 第2回：9月11日 16人 第3回：10月9日 11人 第4回：11月8日 19人 第5回：12月11日 13人 第6回：1月8日 11人 第7回：2月12日 17人 第8回：3月12日 人	
26	一体的支援の実施	年4回	○本人・家族がともに活動する時間を設け、他の家族や地域との交流を行う一体的支援事業を実施する。チームオレンジ（認知症カフェ）と一体的支援事業の両方を、本人・家族とボランティアが行き来できる相互関係の構築を目指す。	B	○第1回：10月14日 本人・家族等 8人、サポーター1人 ○第2回：11月11日 本人・家族等 7人、サポーター0人 ○第3回：12月9日 本人・家族等11人、サポーター0人 ○第4回：1月13日 本人・家族等 8人、サポーター0人	
27	キャラバン・メイト連絡会の実施	年1回実施	○市内キャラバンメイトの連絡会を実施し、各種諸問題の抽出・検討と、今後より一層重要となる認知症サポーターの養成の推進を図る。	A	○第1回：1月27日 キャラバン・メイト 9人	
28	研修・その他	—	○適宜研修等に参加する。 ○世界アルツハイマーデーに合わせた展示等を行っていく。	—	○世界アルツハイマーデーに合わせた展示 第二庁舎：9月2日～9月12日 本庁舎：9月13日～9月24日 図書館：9月13日～9月24日 ○お元気サミット・介護みらいフェス 小金井 宮地楽器ホール ：11月13日・14日	

※1 〃は、第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画で示す目標値
〃は、市にて単年度目標として設定した目標値

※2 「A」：目標値を達成している。
「B」：目標値を達成していないが、事業は進捗している。
「C」：目標値を達成しておらず、事業進捗が見られない。

※3 特段の記載がない場合は令和7年2月25日現在における成果（実施日等は予定を含む。）

小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

1 国の動向

(1) 認知症基本法（R6.1.1施行）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

1 国の動向

(1) 認知症基本法

5. 基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
 - ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
 - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
 - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
 - ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
 - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
 - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
 - ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
 - ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
 - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
 - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
 - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
 - ⑥【相談体制の整備等】
 - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
 - ⑦【研究等の推進等】
 - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
 - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等
 - ⑧【認知症の予防等】
 - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
 - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

1 国の動向

(1) 認知症基本法

認知症施策推進計画策定に係るポイント

- ① 基本理念は7つ（第3条）
- ② 基本理念の具体的な施策として12の基本的施策を設定（第14～25条）
- ③ 国は認知症施策推進基本計画の策定義務を負い、5年ごとに見直す。（第11条）
- ④ 都道府県（市区町村）は国の（市区町村は都道府県のものも）基本計画をベースとした、認知症施策推進計画の策定努力義務を負い、策定した際には、5年ごとに見直す。
なるべく当事者・家族等の意見を聞き、介護保険事業支援計画等の認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない（第12,13条）

小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

1 国の動向

(2) 認知症施策推進基本計画

- ・ 令和6年12月3日閣議決定
- ・ 前文とⅠ～Ⅴの5章構成

前文

- ・ 計画の背景等が記載。
- ・ 「**新しい認知症観**」の理解促進の重要性。

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

Ⅰ 認知症施策推進基本計画について

1 基本法の概要

2 基本計画の位置づけ

- ・ 政府が講ずる認知症施策の最も基本的な計画

3 計画期間

- ・ 基本計画の計画期間はR6.12～R11年度までの5年間

小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

1 国の動向

(2) 認知症施策推進基本計画

II 基本的な方向性

1 基本理念に基づく取組の推進

- ・法第3条に定める基本理念を根幹に据えて実施

2 認知症の人や家族等が地域で自分らしく生活できるようにする

- ・自分ごととして認知症を考え、広く国民が「新しい認知症観」を理解する必要

3 基本的施策等の推進

- ・法第14～25条に定める、12の基本的施策を認知症の人の声を起点として実施。

III 基本的施策

1 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- ・学校、社会教育における認知症の人に関する理解「新しい認知症観」を深める教育の推進
- ・本人発信 等

2 認知症の人のバリアフリー化の推進

- ・認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制（チームオレンジ等）の整備
- ・移動のための交通手段の確保 等

小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

1 国の動向

(2) 認知症施策推進基本計画

Ⅲ 基本的施策

3 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- ・認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート等）
- ・認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング等） 等

5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- ・専門的な、又は良質かつ適切な医療体制の整備
- ・保健医療福祉の有機的な連携の確保 等

4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- ・認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定
- ・消費生活における被害の防止、高齢者虐待の防止 等

6 相談体制の整備等

- ・個々の認知症の人や家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするための体制の整備 等

小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

1 国の動向

(2) 認知症施策推進基本計画

Ⅲ 基本的施策

7 研究等の推進等

- ・予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- ・社会参加のあり方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用 等

8 認知症の予防等

- ・予防に関する啓発・知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- ・地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報提供

9～12 省略（国のみの責務と位置付けられているため）

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標

- 【重点目標1】 国民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること
- 【重点目標2】 認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること
- 【重点目標3】 認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること
- 【重点目標4】 国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること

⇒ 各目標に効果を評価するための関連指標（K P I）を設定

小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

1 国の動向

(2) 認知症施策推進基本計画

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標

【参考：重点目標のK P I】

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	- 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数	- 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数	- 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 - 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	- ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 - 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数	- 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 - 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数	地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	- 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 - 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（K P I）を設定している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数	- 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 - 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 - 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 - 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 - 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数	- 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 - 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 - 認知症の人が自分らしく暮らすと考えている認知症の人及び国民の割合 - 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数	国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数

小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

1 国の動向

(2) 認知症施策推進基本計画

V 推進体制等

【都道府県・市区町村計画の策定等について】

1 国における推進体制

2 都道府県・市町村における計画策定及び推進体制

- ・ 都道府県、市町村は計画策定に努める
- ・ 認知症施策の取組に対する理念を、計画策定に合わせて表明することが望ましい
- ・ 介護保険計画等既存の行政計画と一体として策定することは差し支えない

3 都道府県及び市町村の関係部局相互間の連携

4 認知症の人と家族等の参画の推進

- ・ 計画の策定に当たっては、認知症の人と家族等の参画が最も重要
- ・ 参画は単に意見聴取に留めず、行政職員が対話、意見交換等により認識を共有することが重要。それらを通じて、以下の観点から計画を策定

○「新しい認知症観」の実感的理解

○自分が認知症になってからも、安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる地域づくり

○認知症の人の自立生活や社会参加等を阻むハード・ソフト両面にわたる社会的障壁の解消と合理的配慮

○共生社会の具体的なビジョンの共有と、地域の実情や地域特性に応じた認知症施策の創意工夫

小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

1 国の動向

(2) 認知症施策推進基本計画

V 推進体制等

【都道府県・市区町村計画の策定等について】

5 他の計画との関係

- ・介護保険計画等、認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなくてはならない。

【基本計画の見直しについて】

- ・都道府県、市町村は、少なくとも **5年ごとに計画を変更** するよう努める

小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

2 都の動向

(1) 東京都認知症施策推進計画 中間とりまとめ (R7.2.3公表、～3.4パブリックコメント受付中)

計画の考え方

計画の理念

認知症があってもなくても都民一人ひとりが相互に尊重し、支え合いながら共生し、
認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる東京の実現

認知症は誰もがなり得ることから、都民の認知症に対する理解を深めることにより、認知症のある人やその家族等が良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域とともに創っていく必要があります。



小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

2 都の動向

(1) 東京都認知症施策推進計画（R7.2.3公表、～3.4パブリックコメント実施中）

【国計画（左）と都計画（右）との基本的施策に関する記載の比較】

国計画に記載の基本的施策

- 1 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- 2 認知症の人のバリアフリー化の推進
- 3 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 6 相談体制の整備等
- 7 研究等の推進等
- 8 **認知症の予防等**

重点目標を推進するための基本的施策

- 1 認知症のある人に関する都民の理解の増進等
- 2 認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進
- 3 認知症のある人の社会参加の機会の確保等
- 4 認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- 5 相談体制の整備等
- 6 認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 8 研究等の推進等



小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

3 市の方向性について（協議事項）

(1) 小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

協議事項	現時点（※）での市の見解
1 市町村における計画策定は、努力義務となっているが、小金井市として計画を策定すべきか否か。	市として計画を策定すべき
2 策定すべきとした場合、単独で本計画を策定するのか、既存の行政計画と一体的に策定するか。	令和9年度を始期とする、第10期介護保険・高齢者福祉総合事業計画と一体的に作成（可能であれば、本計画のみ先行して施行）。
3 策定すべきとした場合、基本的施策の記載の仕方などは、都に準拠するか、市独自で検討するか。	原則都に準拠。4の独自記載の項目等を設置する場合には、独自記載の関連事項は、市で検討。
4 策定すべきとした場合、市独自で追加での記載が望まれる事項等はあるか。	本委員会でのご意見や、本人・家族等との対話の内容による
5 その他、計画策定全体に関する意見等	

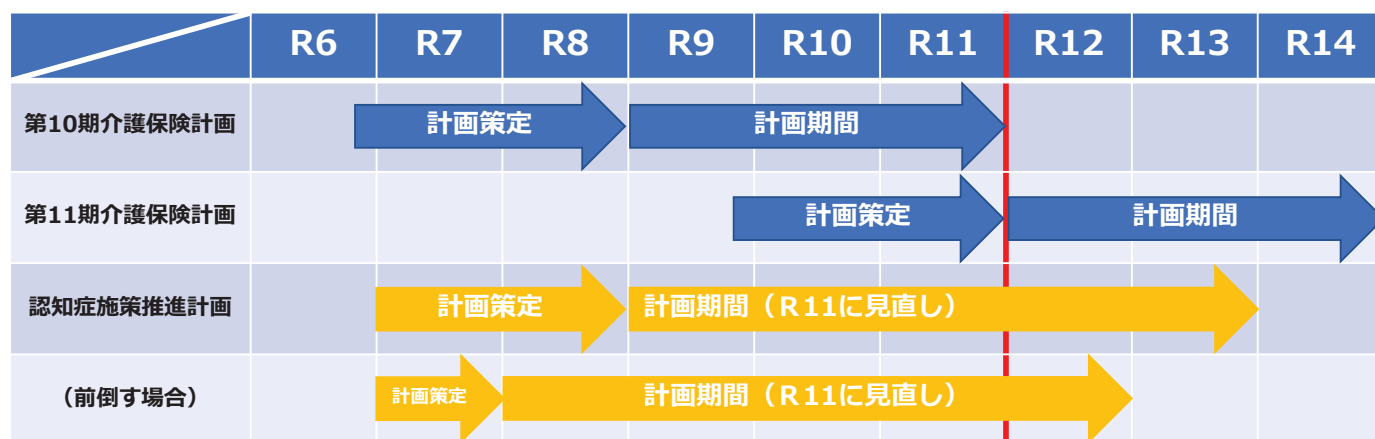
※都計画の内容や、年度末に国から周知される予定の都道府県・市町村向けの推進計画策定の手引き等を確認し、齟齬等あれば要修正のため

小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

3 市の方向性について（協議事項）

(2) 【参考】小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

1 スケジュール



小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

3 市の方向性について（協議事項）

(2) 【参考】小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

2 計画骨子案

- ①計画策定の背景
- ②理念（・重点目標）
- ③基本的施策

3 記載事項案

① 計画策定の背景

- ア 認知症基本法の施行
- イ 認知症施策推進計画（国・都）
- ウ その他

② 理念

- ア 今後要検討（高齢者憲章（右）を引用若しくはこれをベースに策定することが望ましい）

【小金井市高齢者憲章（平成6年9月7日告示第120号）】

この小金井の地は、玉川上水や“はけ”に象徴されるように緑がゆたかで自然環境に恵まれており、おおくの高齢者が市民相互のふれあいの中でずっと住みつづけたいと願っています。

ここに小金井市は、日本国憲法の精神にしたがい、高齢者福祉の基本理念を明らかにして、高齢者に住みよいまちづくりをすすめるため、高齢者憲章を制定します。

わたくしたち小金井市民は

1 高齢者が、永年にわたり社会の発展につくしてきた人として敬愛され、家族・地域・社会の一員として重んじられ、人間としての尊厳と人権を守られるまちにします。

1 高齢者が、心身ともに健康で、心ゆたかに、自立した生活を営み、文化の創造と継承のできるまちにします。

1 高齢者が、友愛と連帯のもとに、相互のふれあいと世代間の交流を深め、生きがいと喜びをわかちあって、共に生きられるまちにします。

1 高齢者が、希望と能力に応じた仕事につき、いきいきと社会活動へ参加することにより地域づくりの一翼をになえるまちにします。

1 高齢者が、身体や精神の機能に障害が生じた場合には、安心して医療と福祉を受けられるまちにします。

小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

3 市の方向性について（協議事項）

(2) 【参考】小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

③ 基本的施策

1 認知症のある人に関する市民の理解の増進等

- ・ 認知症サポーターの養成
- ・ 認知症の日、認知症月間に合わせた周知活動
- ・ お元気サミット等による普及啓発

2 認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進

- ・ 高齢者のデジタルデバイドの是正
- ・ 居住支援協議会との連携等による住まいの確保
- ・ チームオレンジの整備

3 認知症のある人の社会参加の機会の確保等

- ・ 認知症カフェ等、通いの場等の整備
- ・ 社会参加に係る意見交換会等の実施検討

4 認知症のある人の意思決定支援及び権利利益の保護

- ・ ACPの周知
- ・ 成年後見制度の利用促進
- ・ 高齢者虐待の防止
- ・ 消費生活における被害防止

小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

3 市の方向性について（協議事項）

(2) 【参考】小金井市認知症施策推進計画（仮称）について

③ 基本的施策

5 相談体制の整備等

- ・ 地域包括支援センターの相談機能の向上
- ・ 認知症疾患医療センターとの連携
- ・ 認知症ケアパスの再周知

6 認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援

- ・ 初期集中支援チームによる支援の実施
- ・ もの忘れ予防（認知症）検診の実施
- ・ 介護予防・フレイル予防の推進

7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- ・ とうきょうオレンジドクターとの連携
- ・ 認知症抗医薬に関する正しい理解促進
- ・ 認知症地域支援推進員の配置による多職種連携の推進

8 研究等の推進等

- ・ 国及び都の研究結果の周知等